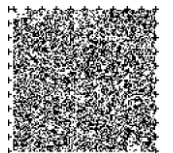


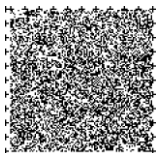
第3期佐倉市障害福祉計画 (案)

平成24年3月
佐倉市



目 次

第1章 障害福祉計画をめぐる背景・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3 計画の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5 計画の推進にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第2章 障害者の置かれた現状・・・・・・・・・・・・・・・・	10
1 障害者の意識～アンケート調査の中から～・・・・・・・・	10
2 障害者の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3 障害者の置かれた現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第3章 取り組みの方向と事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	23
1 障害福祉サービス・地域生活支援事業の見込み量・・・・・・・・	23
2 取り組みの方向と障害福祉サービス量の確保のための方策・・・・	32
第4章 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・	34
1 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・	34
2 障害者自立支援法の概要と障害福祉サービスの内容・・・・・・・・	36
3 佐倉市障害福祉計画策定懇話会及び策定の経緯・・・・・・・・	43
4 佐倉市障害福祉計画策定懇話会委員名簿・・・・・・・・	46



第1章 障害福祉計画をめぐる背景

1 計画策定の背景

〔国際的な動向〕

障害者の人権と基本的自由の完全な実現を確保し、促進するために「障害者の権利に関する条約」が2006年(平成18年)12月13日に、第61回国際連合総会で採択され、日本政府は、2007年(平成19年)9月28日、「障害者の権利に関する条約」に署名しました。

障害者の権利に関する条約 第一条 (抜粋)

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする

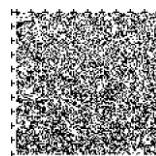
〔国の動き〕

我が国の障害福祉は、障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を目的として、身体障害者福祉法(昭和24年12月)、知的障害者福祉法(昭和35年3月)、精神保健福祉法(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律:昭和25年5月)等の障害別に定められた法律によって福祉サービスの整備・拡充が図られてきました。

平成5年12月に心身障害者対策基本法が改正され、障害者基本法が制定されました。この改正により、精神障害が身体障害や知的障害と並んで法の対象に位置付けられました。

平成15年4月から支援費制度が施行されました。これにより、利用者が自らサービスを選択し、事業者との契約により、サービスを利用する制度が実現しました。

これまで障害別に進められてきた制度による制度間の格差の是正や、障害者の地域



生活支援の一層の充実が求められるようになり、これらの課題に対応する形で障害者自立支援法が制定され、平成18年4月から段階的に施行されました。

平成19年9月28日に「障害者の権利に関する条約」への署名により、同条約の批准に向けた国内法の整備の第一歩として、障害者基本法が平成23年に改正されました。

障害者基本法の改正（目的規定の見直し 抜粋）

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する

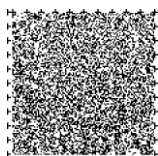
〔千葉県の動き〕

県では障害のある人に対する差別をなくすため、平成19年7月に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定し、不利益な取り扱いや合理的配慮の欠如などの差別に対する相談解決の仕組みづくり、誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組みづくり、障害のある人に優しい取り組みを応援する仕組みづくりを進めています。

また、「千葉県障害者地域生活づくり宣言」の理念とその実現をより確実なものとするため、平成18年度から千葉県障害福祉計画を策定し、平成23年度中に第3期千葉県障害福祉計画の策定を進めています。

〔佐倉市の動き〕

平成10年3月『佐倉市障害者計画―自立支援さくらプラン まちに出よう 風を受けよう 空を見よう―』（以下「障害者計画」という。）を策定し、障害者の地域生活や社会生活を支援する本格的な取り組みが始まりました。この「障害者計画」は平成23年3月に第4次の改訂がされ、障害者の暮らしに関連する様々な施策を推進し

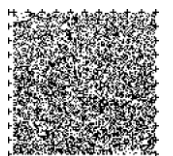


てきました。

また、障害者の地域生活や社会生活を支援する障害福祉サービス、並びに地域生活支援事業の基盤整備を計画的に進めるため、平成18年度に佐倉市障害福祉計画を策定し、平成23年度中には第3期の佐倉市障害福祉計画の策定に取り組むこととしました。

策定にあたって、障害関係者や障害関係機関から委員を選考するとともに、市民から公募した委員による「佐倉市障害福祉計画策定懇話会」を設置し、関係者のヒアリングなどによる意見も交えながら計画づくりを進めました。

この計画は、地方自治法第2条に規定する基本構想である佐倉市の将来都市像「歴史 自然 文化のまち ～「佐倉」への思いをかたちに～」を実現するため、部門計画としての佐倉市障害者計画に掲げる障害者福祉施策の生活支援などを確実なものとし、その推進を図るものです。



2 計画の位置づけ

障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として策定される法定計画で、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について（以下「障害福祉事業」という。）本市の特性や独自の課題等をふまえ、必要な事業の見込み量、及び見込み量を確保するための方策を定める計画です。

障害福祉計画の策定にあたっては、千葉県障害福祉計画における広域的な数値目標との整合性を図るため、千葉県との調整を行なう必要があります。

障害福祉計画は、障害福祉サービス等の数値目標を掲げる実施計画であることから、佐倉市障害者計画の一部に位置づけられます。また、市の総合計画や健康福祉分野の計画における共通理念を定めた「佐倉市地域福祉計画」との整合性を図り、関連計画である「佐倉市福祉のまちづくり計画」、「佐倉市次世代育成支援行動計画」、「佐倉市高齢者福祉・介護計画」などと連携し、他の計画との調和が保たれるよう配慮します。

この計画に掲げた目標等の達成には、障害者や家族、行政、障害福祉サービス提供者など関係者が力を合わせていくと共に、多くの市民の参画を得て、その推進を図るものです。

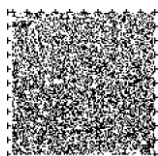
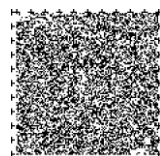
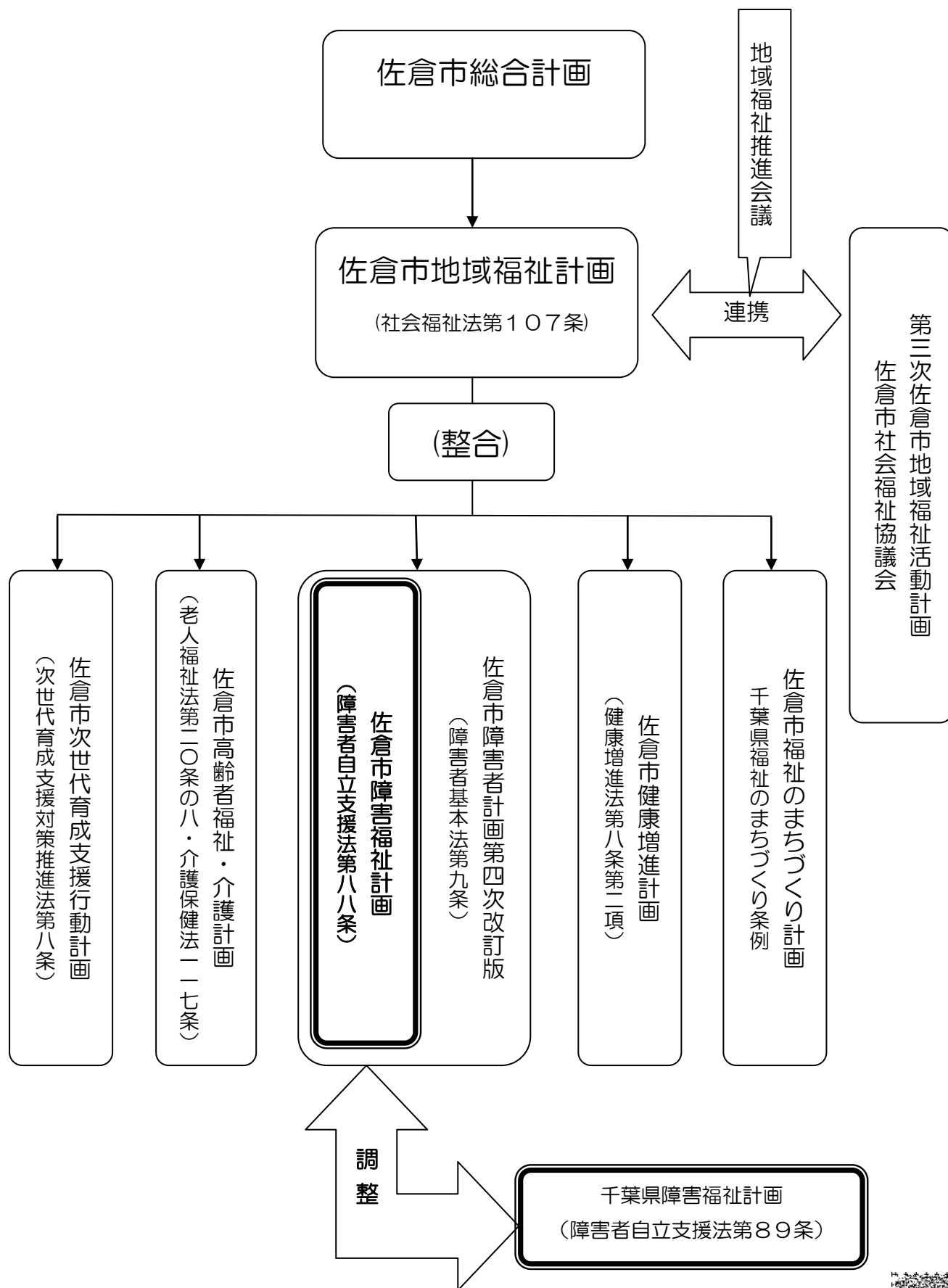


図1 障害福祉計画の位置づけ



3 計画の対象者

障害福祉計画の対象者は、障害者自立支援法第4条の規定による「障害者」及び「障害児」ですが、国連で「障害者の権利に関する条約」が採択され、世の中の情勢が「障害は個人ではなく社会にある」という障害者の視点に立った考え方によって変わってきたことから、佐倉市障害福祉計画の対象者は「障害のある人とそれを取り巻く社会全体」と考えます。

【障害者自立支援法】抜粋

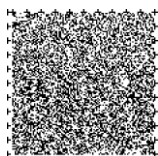
第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者をいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

※ 障害の表記について

「障害」の表記については、「障害」「障がい」「障碍」「しょうがい」「チャレンジド(challenged)」等、さまざまな見解があります。このことは、平成22年度に「佐倉市障害者計画（第4次改訂版）」の策定を進めていた時にも議論の対象となっていました。また、国の「障がい者制度改革推進会議」でも議論されていることから「障がい者制度改革推進会議」との整合性を図ることになりました。

その結果、本計画の中では「障害」という表記に統一することにしました。ただし、一例として「佐倉市身体障がいの会」などのように、固有の名称・名詞として使用されている場合は、その表記を尊重することにしました。

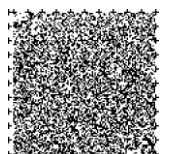


4 計画の期間

第3期障害福祉計画は、障害者自立支援法の定めにより平成24年度から平成26年度までの3か年を計画期間とします。今後、3年ごとに見直すこととなります。

表1 計画の期間

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度～ 32年度
佐倉市 総合計画	基本構想	第4次佐倉市総合計画(基本構想) 平成23年度から10年間					
	基本計画	前期基本計画					後期計画
地域福祉計画		第2次佐倉市地域福祉計画					
障害者計画		佐倉市障害者計画第4次改訂版					
障害福祉計画		第2期計画	第3期佐倉市障害福祉計画				



5 計画の推進にあたって

障害福祉計画で設定する目標を計画的に達成していくためには、行政はもとより、障害福祉関係事業者、関係機関、NPO団体、各種ボランティア団体、自治会等地域活動団体など、行政、関係団体及び地域住民との協働によるパートナーシップを確立して、地域の障害福祉を推進していく必要があります。

(1) 自立支援協議会による取り組み

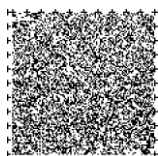
障害のある方が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が互いに連携し、地域の相談・支援の課題を共有し、地域の支援体制について協議・対応に取り組む組織です。

平成22年12月に障害者自立支援法の一部が改正され、自立支援協議会が法律上位置付けられました。(平成24年4月1日施行予定) 障害福祉計画を策定または変更する場合は自立支援協議会の意見を聞くこととなりました。

自立支援協議会では定期的な協議を行いながら、障害福祉計画の進捗状況の評価及び進行管理を行います。

(2) 行政による取り組み

障害福祉計画を策定するにあたり、市役所内に(仮)佐倉市障害福祉計画策定庁内検討会を設置し、障害者に対する意識の啓発と障害者に関する施策の推進を図ります。



第2章 障害者の置かれた現状

1 障害者の意識～アンケート調査の中から～

障害者が地域の中で暮らしていく上で、妨げとなる事柄や悩みなどを、アンケート形式により調査をしました。調査の対象は身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院）受給者証所持者の中から無作為により抽出した740名の方にアンケート調査を実施しました。

〔アンケート調査の概要〕

- 調査対象 身体障害者手帳所持者 3,740人
療育手帳所持者 670人
精神障害者福祉手帳所持者及び
自立支援医療（精神通院）受給者証所持者 1,636人
- 抽出数 740人
- 抽出方法 無作為抽出
- 調査方法 無記名 郵送による配布・回収
- 調査期間 平成21年10月1日から同年10月31日
- 回収結果 有効回答数 498票 回収率 67.3%

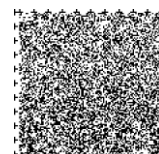
1) 実生活で困っていること

全12項目中、全体（身体障害・知的障害・精神障害）では、「特に困っていることはない」が26.8%で最も多く、次に「十分な収入が得られない」が17.2%、「趣味や生きがいをもてない」が13.7%となりました。

表2

項 目	度数	割合%
特に困っていることはない	190	26.8
十分な収入が得られない	122	17.2
趣味や生きがいをもてない	97	13.7
適当な働き口がない	74	10.4
代読、代筆をしてくれる人がいない	6	0.8
その他		

* 設問のうち順位の高いものから5項目を表記



2) 相談しやすい体制(複数回答)

全 8 項目中、全体では、「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」が 26.8%で最も多く、次に「気軽に相談できる」が 18.5%、「身近な場所で相談できる窓口がある」が 15.5%となりました。

表 3

項 目	度数	割合%
曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる	133	26.8
気軽に相談できる	92	18.5
身近な場所で相談できる窓口がある	77	15.5
無回答	75	15.1
特にない	47	9.5
その他		

* 設問のうち順位の高いものから 5 項目を表記。

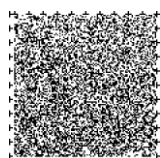
3) 外出時の困難

全 17 項目中、全体では、「道路や駅の段差や階段に問題が多い」が 12.2%で最も多く、次に「身近な公園や歩道のベンチなど、休息できる場所が少ない」が 8.6%、「歩道に問題が多い（狭い、障害物、誘導ブロックの不備など）」が 8.1%となりました。

表 4

項 目	度数	割合%
道路や駅の段差や階段に問題が多い	136	12.2
身近な公園や歩道のベンチなど、休息できる場所が少ない	96	8.6
歩道に問題が多い（狭い、障害物、誘導ブロックの不備など）	90	8.1
障害者用トイレが少ない・使いにくい	88	7.9
緊急時の対処法がわからない	85	7.6
特にない	84	7.5
障害者用駐車場が不備、または少ない	79	7.1
その他		

* 設問のうち順位の高いものから 7 項目を表記。



4) 災害時の心配事

全 10 項目中、全体では、「避難所での集団生活は困難」が17.5%で最も多く、次に「薬の手配がむずかしい」が16.1%、「病院に行けない」が15.4%となりました。

表5

項 目	度数	割合%
避難所での集団生活は困難	181	17.5
薬の手配がむずかしい	167	16.1
病院に行けない	160	15.4
自分の障害を理解してもらいにくい	141	13.6
助けを求めるのがむずかしい	47	9.5
情報を入手しにくい	93	9.0
その他		

＊設問のうち順位の高いものから 6 項目を表記。

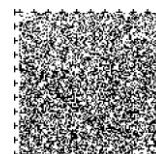
5) 暮らしやすいまちづくりの条件(複数回答)

全 10 項目中、全体では、「保健・医療の充実」が26.8%で最も多く、次に「生活支援（福祉サービス）の充実」が20.3%、「無回答」が19.3%となりました。

表6

項 目	度数	割合%
保健・医療の充実	133	26.8
生活支援（福祉サービス）の充実	101	20.3
無回答	96	19.3
相談支援と権利擁護の推進	61	12.3
雇用・就労の推進	44	8.9
その他		

＊設問のうち順位の高いものから 5 項目を表記。



2 障害者の概要

1) 障害者手帳所持者の推移

平成23年3月末現在の佐倉市の各種障害者手帳の所持者の総数は5,553人で、5年前（平成18年3月末）の時点と比較すると、922人の増となっています。また、増加率は身体障害者が10.8%、知的障害者が26.1%、精神障害者が107.2%で、特に精神障害者手帳の取得者が増えています。

図2

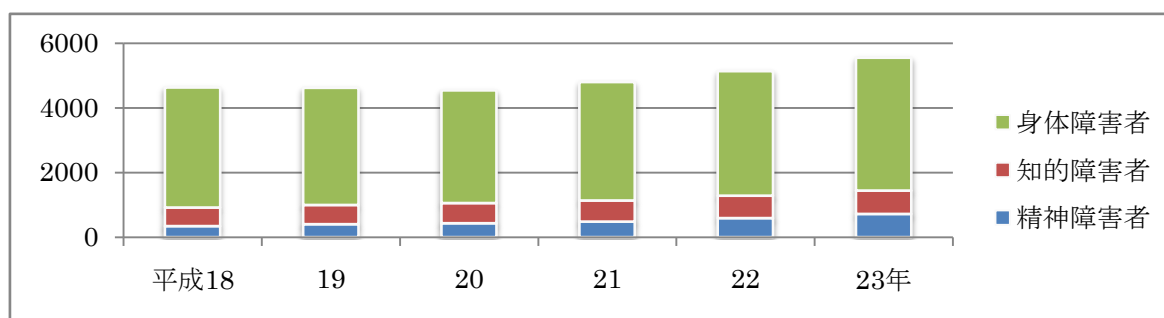


表7

(各年3月31日現在 単位：人)

平成	18	19	20	21	22	23
身体障害者	3,711	3,625	3,488	3,660	3,853	4,113
知的障害者	575	595	623	652	695	725
精神障害者	345	400	430	483	586	715
合計	4,631	4,620	4,541	4,795	5,134	5,553

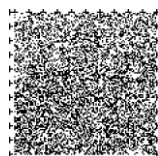
2) 障害者の概況

障害者手帳所持者数と障害者の数は必ずしも一致しません。特に精神障害の場合は精神保健福祉手帳を所持していなくても、医師の診断により自立支援医療（精神通院）の利用ができ、精神保健福祉手帳所持者より自立支援医療の利用者の数が遥かに多いため、概数として自立支援医療の利用者の数を使用します。

表8 佐倉市の障害者数

平成23年3月31日現在

身体障害（児）者	知的障害（児）者	精神障害者		合計
手帳所持者	手帳所持者	手帳所持者	自立支援医療	（精神手帳所持者除）
4,113人	725人	715人	1,865人	6,703人
人口比：2.3%	人口比：0.4%	人口比：0.4%	人口比：1.1%	人口比：3.8%



①身体障害者

身体障害者手帳所持者のうち64.3%は65歳以上で高齢者の比率が高い傾向があります。また、障害種別で見ますと、肢体不自由が2,221人で構成比は54.0%で一番多く、続いて内部障害が1,233人で30.0%となっています。

表9 障害種別の人数 平成23年3月31日現在 (単位：人)

障害種別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
18歳未満	4	24	2	44	12	86
18以上65未満	98	87	14	798	387	1,384
65歳以上	185	206	39	1,379	834	2,643
合計	287	317	55	2,221	1,233	4,113

表10 等級別の人数 平成23年3月31日現在 (単位：人)

程度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	32	15	23	5	0	11	86
18以上65未満	499	217	195	315	93	65	1,384
65歳以上	928	397	378	676	114	150	2,643
合計	1,459	629	596	996	207	226	4,113

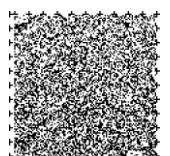
②知的障害者

知的障害に関する療育手帳の交付事務は、地方自治体の業務となっています。そのため、都道府県（政令指定都市）によって、療育手帳（千葉県）、愛の手帳（東京都）、みどりの手帳（埼玉県）など、手帳の名称が変わります。また、障害の程度の判定基準が都道府県（政令指定都市）によって異なる場合があります。

障害者自立支援法に規定するサービスなどを受ける場合、手帳の所持は条件となっていないところにその特徴があります。

表11 療育手帳の所持者の人数 平成23年3月31日現在 (単位：人)

程度	重度	中度	軽度	合計
18歳未満	39	72	68	179
18歳以上	221	157	168	546
合計	260	229	236	725



③精神障害者

精神保健福祉手帳所持者のうち 65 歳以上は 11.0%で、佐倉市の高齢化率 22.3%と比較すると低く、むしろ生産年齢人口に集中する傾向があります。

身体障害者とは違い、障害者自立支援法に規定するサービスなどを受ける場合、手帳の所持は条件となっていないところにその特徴があります。

表 1 2 精神保健福祉手帳所持者の人数 平成 23 年 3 月 31 日現在（単位：人）

程度	1 級	2 級	3 級	合計
18 歳未満	1	0	1	2
18 以上 65 未満	86	365	183	634
65 歳以上	38	30	11	79
合計	125	395	195	715

④障害程度区分の認定状況

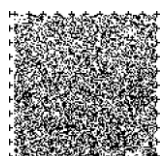
障害程度区分認定が必要な児童を除く介護給付のサービスを受ける方が対象となっています。

表 1 3 障害程度区分認定者数 平成 23 年 3 月 31 日現在（単位：人）

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
身体障害	0	7	30	35	12	13	42	139
知的障害	0	8	24	24	58	70	42	226
精神障害	0	4	27	27	13	0	0	71
合計	0	19	81	86	83	83	84	436

表 1 4 障害程度区分認定者数 平成 22 年 3 月 31 日現在（単位：人）

(%)	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
身体障害	0	10	21	29	7	11	33	111
知的障害	0	5	20	37	56	60	27	205
精神障害	0	4	21	25	4	0	0	54
合計	0	19	62	91	67	71	60	370



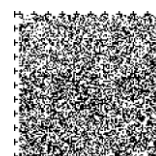
⑤障害福祉サービスの利用状況

平成23年3月、1か月間にサービスを利用した実人数は下表のとおりです。
精神障害者のサービス利用が居宅介護に集中しているところに特徴が見られます。

表15 障害福祉サービスの利用者数

サービス	身体	知的	精神	児童	計
居宅介護	67	16	53	5	141
重度訪問介護	1	0	0	0	1
行動援護	0	7	0	1	8
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
生活介護	41	130	3		174
自立訓練(機能)	0	0	0		0
自立訓練(生活)	2	15	15		32
就労移行支援	7	12	10		29
就労継続支援A型	0	1	1		2
就労継続支援B型	10	72	5		87
療養介護	2	0	0		2
児童デイサービス				127	127
短期入所	3	15	4	2	24
旧法入所施設	4	44	0		48
旧法通所施設	5	6	0		11
施設入所支援	22	45	1		68
共同生活介護	5	28	1		34
共同生活援助	0	13	4		17
サービス利用計画策定	0	0	0	0	0

*平成23年3月時点での障害福祉サービス支給決定者数は746名で、介護給付が579名、訓練等給付が167名となっています。



3 障害者の置かれた現状と課題

佐倉市障害福祉計画策定懇話会では、障害者当事者団体、家族会、障害福祉サービス事業所、関係機関等から、「障害者の置かれた現状と課題」をテーマに、障害者の実情や問題などを語っていただく機会を設けてヒアリングを行いました。

各団体からいただいた幅広い提起のうち、障害福祉計画策定に関係する意見を抜粋し、以下のとおり整理しました。

1) 障害福祉サービス事業所から見た現状と課題

〔利用者の高齢化への対応〕

○利用者の医療対応

入所施設利用者の高齢化の進行により、高血圧症や循環器系の疾患、消化器系の疾患、癌など、主に生活習慣病にかかるケースが増えています。利用者の通院治療には、対応する職員に多くの時間と労力が求められます。また、高齢化する利用者の特性に合わせた食事の形態（ミキサー食、とろみ食、刻み食等）に対応させる必要があります。

看護職員の見直しなど、人員配置を含め、医療につなげる前段階の支援のしくみ作りが必要です。

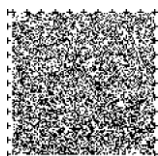
○在宅利用者への対応

在宅利用者の高齢化と共に家族も高齢化し、介護が困難な状況にあります。入所を希望されても入所施設に空きがなく、利用者のニーズに答えられない場合があります。緊急時に利用できる居場所の確保の検討が必要です。

2) 特別支援学校の児童・生徒の現状と卒業後の課題

○印旛特別支援学校の状況

印旛特別支援学校の児童・生徒数は192名で、そのうち81名、42%が佐倉市在住です（平成23年9月現在）。小学部卒業後は中学部へ、その後高等部へ進学します。高等部卒業後の進路は、生活介護サービス、就労移行支援事業、就労継続支援事業等を利用しています。また、平成22年度の就職者は5名です。



○卒業後の課題

特別支援学校卒業後は、生活介護サービスの利用希望が多く施設の受け入れが難しい状況にあります。また、平成24年4月のさくら分校の開校に伴い、現場実習先及び新規の職場開拓が喫緊の課題です。

3) 障害者の雇用の現状と課題

○就労の状況

障害者の雇用に関する助成金制度や就労のための訓練、就労後の支援等、関係機関からの支援が充実してきているため、特に精神障害者の雇用が伸びています。しかし、一方で民間企業の法定雇用率1.8%（常用労働者数56人以上規模の企業）を超えていないのが現状です。

○就労の課題

障害者を就労に結びつけるためには、挨拶や他の人とのコミュニケーションや協調性を養うなど、基本的な自立生活のための訓練の場が必要です。公共職業安定所をはじめ企業や障害福祉関係施設等による連携を図る必要があります。

4) 精神障害者の現状と課題

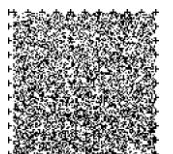
○精神障害の背景

これまで精神障害は、その病気の特性から障害への無知や偏見により地域移行が進まず、大部分は医療施設への長期入院療養に依存していました。平成23年7月、ようやく厚生労働省は、地域医療の基本方針として、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病に加えて精神障害を「5大疾病」と位置付けました。

○精神障害の課題

精神障害は制度の確立の遅れのため、身体障害、知的障害と比べて障害福祉サービスに格差を生じています。また、障害への無知や偏見を解消するために地域住民への意識の啓発活動と相談支援体制の充実を図り、精神障害者の地域移行を進める必要があります。

障害の特性からコミュニケーションが苦手な家で引きこもったり、症状に波があります。引きこもりにより通院が困難になり、服薬が出来ず症状が悪化するケース



があります。障害者の8割が親と同居の状態にあり、親の高齢化により介護が困難になってきています。

5) 知的障害者の現状と課題

○知的障害者の現状

障害児者本人とその家族が共に高齢化が進み、家庭での支援がますます困難になっています。また、本人は幼少の頃から家庭と施設の生活を送っているため、地域社会での生活体験が少なくなっています。将来、自立して生活するための支援も不十分です。障害福祉サービスや医療訪問の充実が求められています。

○知的障害者の課題

障害児者本人とその家族の高齢化に対応した障害福祉サービスの支援体制の確保と質の向上が必要です。また、地域社会で暮らしていくための障害者と地域との交流の場や活動の拠点の確保が求められています。

6) 重症心身障害児者の現状と課題

○重症心身障害児者の現状

近年、重症心身障害児者の重症化が進み、準重症児者、超重症児者等に区分され、医療的ケアと医療（呼吸器管理等）を必要とする重症児者が増加しています。医療を必要とする子どもの入所先は関係者の努力によって少しずつ増えているものの満床の状態が続いています。

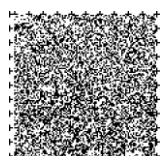
○重症心身障害児者の課題

保護者の高齢化と子どもの重症化により、在宅での介護が困難になってきます。ショートステイなど、緊急時の受け入れ先や居場所の確保が必要です。また、医療的ケアの質の向上のための研修制度が必要です。

7) 身体障害者の現状と課題

○身体障害者の現状

「佐倉市身体障がい者の会」は昭和45年に設立され、現在40年を迎えています。市内の身体の不自由な方々が集まり、「外に出て見聞を広めよう」という意見が



ら毎年、障害福祉関係施設の見学やレクリエーションなど、活発な活動を進めてきました。会の青年部では上志津に「でんでんむし」というショップも開店しました。

○身体障害者の課題

身体障害者や家族の高齢化が進み、会の運営が難しくなっています。会のPRをしたくても「個人情報保護法」により、若い会員の募集が難しくなっています。また、作業所の賃金が少ないため、改善のための工夫・努力が求められています。

8) 視覚障害者の現状と課題

○視覚障害者の現状

ひと口に視覚障害者といっても生まれながらに視覚障害のある場合と、人生の途中で視覚障害になった人とは、障害の特性が変わってきます。よって、点字が読めない人やガイドヘルパーに頼らなければ外出できない人が多くなっています。また、視覚障害者会へ入会する人がきわめて少なくなっています。

○視覚障害者の課題

情報収集の方法として、点字から録音テープやブレクストークへと変わりつつあります。パソコンの進化やバージョンアップに付いていくのが困難です。また、視覚障害者が日常生活を送るためには、ガイドヘルパーなどの支援が必要不可欠です。歩道に無造作に自転車が置かれているなど、地域生活を送るための障害が見られます。社会に対して障害に係る意識啓発活動が必要です。

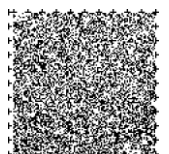
9) 要約筆記を必要とする聴覚障害者（中途失聴者・難聴者）の現状と課題

○中途失聴者・難聴者の現状

聴覚障害は加齢により発症し高高度難聴（ほぼ全ろう）になるケースや、交通事故や薬の副作用と思われる失聴や原因不明の突発性失聴など、人生の中途での失聴者や難聴者の割合が高くなっています。また、障害者認定に届かない難聴者が手帳交付者の数倍いると言われています。

○中途失聴者・難聴者の課題

中途失聴者・難聴者のコミュニケーション手段は文字によるものが最適です。市の行事やイベントをはじめ、災害時などにおいて手話や要約筆記の配置など情報保



障の確保が必要です。また、地域社会において障害を理解するための啓発活動も必要です。

10) 手話を必要とする聴覚障害者の現状と課題

○聴覚障害者（ろう者）の現状

佐倉市ろう者協会へ特に若い会員の入会が少なく、会全体が高齢化しています。会の行事への参加者が少なく全体的に活動が停滞気味になっています。佐倉市が設置している手話通訳者は2名で、緊急時の対応に不安があります。

○聴覚障害者（ろう者）の課題

若い会員の勧誘を積極的に行い、会の活性化が必要です。手話通訳者の絶対数が少なく、将来的にも手話による情報保障が続けられるのか不安です。手話通訳者の身分の保障が必要です。また、夜間や緊急時における情報保障を確保する必要があります。

※上記団体のほかに、発達障害児者親の会および自閉症児者の会からのヒアリングを予定していましたが、調整がつかず実施には至りませんでした。

そこで、他の機会に実施したヒアリングの内容と佐倉市障害者自立支援協議会が発行した「障害のある方へのサポートブック～ともに 支え合う街 佐倉～」をもとに、現状と課題を整理しました。

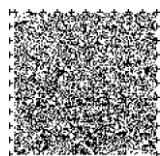
11) 発達障害児者（自閉症児者を含む）の置かれた現状と課題

○発達障害児者（自閉症児者を含む）の現状

周囲の人とのコミュニケーションなど社会的な関係作りが難しく、そのため混乱してしまったり、周囲の人が理解しにくい行動を取ってしまうことがあります。また、不登校やいじめなどの影響により二次障害を起こす可能性もあります。

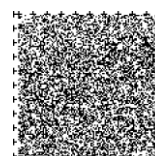
○発達障害児者（自閉症児者を含む）の課題

周囲の人が障害に対する理解と支援により、発達障害児者の暮らしにくさが軽減されます。社会や学校などをはじめ、関係者への啓発活動が必要です。また、生涯のライフステージごとの課題に対応するため、継続した相談支援体制の充実が求められています。



ヒアリング発表団体

佐倉市社会福祉施設協議会	(福) 千手会
千葉県立印旛特別支援学校	印旛特別支援学校教諭
成田公共職業安定所	事業所援助部門
印旛健康福祉センター	地域保健福祉課
佐倉市手をつなぐ育成会	知的障害者の会
NPO法人さくらクローバーの会	重症心身障害児者の会
佐倉市身体障がい者の会	身体障がい者の会
佐倉市視覚障害者会	視覚障害者の会
佐倉市精神障害者家族会「かぶらぎ会」	精神障害者家族会
NPO法人千葉県中途失聴者・難聴者協会 印旛香取事務所	中途失聴者・難聴者の会
佐倉市ろう者協会	聴覚障害者の会



第3章 取り組みの方向と事業の概要

1 障害福祉サービス・地域生活支援事業の見込み量

1) 目標値

表16 ①施設入所者の小単位での生活スタイルへの移行

項 目	数値	考え方
基準の入所者	120人	平成17年10月1日の入所者数
現在の入所者	100人	平成23年10月1日の入所者数
今後の地域移行者数	24人	平成26年度末までに地域生活に移行する者の目標数
新たな施設入所者数	24人	平成26年度末までに新たに施設入所支援が必要な見込み者数
平成26年度末の入所者数	100人	平成26年度末の施設入所支援者数
削減見込み者数	20人	減少見込み者数

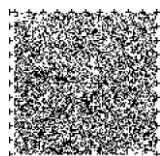
表17 現在の利用状況

年度	人数	新規入所者	退所者			
			グループ・ホーム	在宅	入院	死亡
21年度	120名					
22年度	118名	a 4名	c 4名			2名
23年度	119名	b 3名	d 1名			1名

*平成23年度までの新規入所者は、7名(a+b)でグループホームなどの地域移行者は、5名(c+d)です。

表18 ②一般就労の促進(福祉施設の利用からの移行)

項 目	数値	考え方
平成26年度までの一般就労移行者数	6人	平成26年度までに施設を退所し、一般就労する者の数
平成17年度の福祉施設利用者数	209人	平成17年度において福祉施設を利用している者の数
平成26年度末の就労移行支援事業利用者数	50人	
平成26年度末の就労継続支援事業利用者数	123人	
就労継続支援事業 A 型利用者	5人	平成26年度末の就労継続支援事業利用者のうち4.1%を見込んでいる。



2) 障害福祉サービス見込み量

*表19から表37の数値は各年度10月の数値であり、平成21年度から平成23年度については実績値、平成24年度から平成26年度については計画値です。

① 訪問系サービス

- 居宅介護は、ホームヘルパーが家庭を訪問して身体介護や家事援助を行ないます。
- 重度訪問介護は、常時介護を要する全身性障害者に、入浴、排せつ、食事の介護や外出時の移動中の介護などを行います。
- 同行援護は、視覚障害により移動が困難な障害者に、移動に必要な情報の提供や、外出時の移動援護などを行います。(平成23年10月より)
- 行動援護は、常時介護が必要な知的障害の方が行動する際に、危険回避のための援護、外出時の移動介護などを行います。
- 重度障害者等包括支援は、介護の程度が著しく高い障害者の方に、居宅介護その他障害福祉サービスを包括的に提供します。

表19 居宅介護 (単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計	68	61	108	105	111	116

*平成26年度末の一人あたりの月間利用時間 19時間/月

表20 重度訪問介護 (単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計	1	1	1	1	2	2

*平成26年度末の一人あたりの月間利用時間 25時間/月

表21 同行援護 (単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計	—	—	14	15	17	20

*平成26年度末の一人あたりの月間利用時間 11時間/月

表22 行動援護 (単位：人)

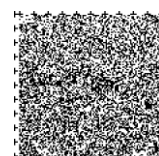
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計	5	6	6	8	8	9

*平成26年度末の一人あたりの月間利用時間 22時間/月

表23 重度障害者等包括支援 (単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計	0	0	0	0	0	0

*平成26年度末の一人あたりの月間利用時間 0時間/月



② 日中活動系サービス

●生活介護は、常時介護を要する一定以上の障害程度の方に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や生産活動の機会の提供などを行います。

●自立訓練のうち身体障害者を対象とするのが機能訓練です。病院を退院もしくは特別支援学校を卒業した後、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などが必要な方に対し、リハビリテーションなどを行います。

●自立訓練のうち知的障害者や精神障害者を対象とするのが生活訓練です。病院や施設を退院・退所したり、特別支援学校を卒業した方に対し、地域生活を営む上で必要な社会的なリハビリテーションなどを行います。

●就労移行支援は、一般企業での就労を希望する方に対し、事業所内における作業や実習、一般就労に必要な知識・能力の養成、適性にあった職場探しなどの支援を行います。

●就労継続支援（A型：雇成型）は、一般就労を行うには能力や体力の面で問題がある方に対し、雇用契約に基づく就労機会を提供し、一般就労への移行を支援します。

●就労継続支援（B型：非雇成型）は、一般就労を行うには能力や体力の面で問題がある方に対し、雇用契約を結ばずに就労機会を提供し、就労の継続を支援します。

●療養介護は、医療と常時の介護が必要な一定以上の障害程度の方に対し、療養上の管理や医学的管理における介護等を行います。

●短期入所は、介護を行う方が病気などの場合に、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

表24 生活介護 (単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計	131	172	195	170	178	186

*平成26年度末の一人あたりの平均利用日数 21日/月

表25 自立訓練(機能訓練) (単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計	2	0	1	1	1	1

*平成26年度末の一人あたりの平均利用日数 22日/月

表26 自立訓練(生活訓練) (単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計	12	30	33	32	35	39

*平成26年度末の一人あたりの平均利用日数 12日/月

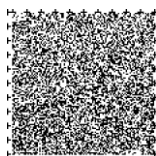


表27 就労移行支援 (単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計	20	29	36	40	45	50

*平成26年度末の一人あたりの平均利用日数 18日/月

表28 就労継続支援A型 (単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計	0	2	2	3	5	5

*平成26年度末の一人あたりの平均利用日数 20日/月

表29 就労継続支援B型 (単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計	90	88	101	100	110	118

*平成26年度末の一人あたりの平均利用日数 18日/月

表30 療養介護 (単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計	2	2	2	13	13	13

*平成26年度末の一人あたりの平均利用日数 31日/月

表31 児童デイサービス (単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計	121	122	142	—	—	—

*児童デイサービスは、平成24年度から児童福祉法によるサービスとなることから、本計画における見込み量から除外します。

表32 短期入所 (単位：人)

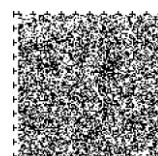
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計	25	34	39	30	32	35

*平成26年度末の一人あたりの平均利用日数 10日/月

表33 旧体系通所施設 (単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計	11	13	7	—	—	—

*障害者自立支援法の規定により、旧体系施設は平成23年度末までにすべて新体系へ移行することとなっています。



③ 居住系サービス

●施設入所支援は、常時介護を要する方に対し、夜間の介護や居住の場などを提供します。

●共同生活介護（ケアホーム）は、生活介護や就労継続支援などを利用する身体・知的・精神障害の方が、共同生活を行いながら、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援を受ける住居です。

●共同生活援助（グループホーム）は、就労もしくは就労継続支援などの日中活動を利用している身体・知的・精神障害の方で、介護は必要ないが日常生活上の援助が必要な方を対象に、居住の場を提供するとともに、日常生活に係る相談や家事支援などを行います。

表34 施設入所支援

(単位：人)

旧体系（自立支援法移行前のサービス体系）						
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計	76	48	35	—	—	—
新体系（自立支援法移行後のサービス体系）						
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計	43	66	81	95	98	100

＊障害者自立支援法の規定により、旧体系施設は平成23年度末までにすべて新体系へ移行することとなっています。

表35 共同生活介護

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計	31	33	40	40	42	45

表36 共同生活援助

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計	14	18	17	19	20	22

④ 相談支援サービス

●計画相談支援は、サービス利用に係るサービス等利用計画を作成し、事業者等との連絡調整などを支援します。

●地域移行支援は、施設や病院に入所・入院している障害者に対し、地域生活へ移行するための住居の確保や新生活の準備等を支援します。（平成24年度より）

●地域定着支援は、施設や病院から退所・退院した障害者に対し、常時の相談支援体制などを確保し、地域生活への定着を支援します。（平成24年度より）

＊表の数値は各年度ともに月の平均値です。



表37 相談支援サービス

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	0	0	0	5	10	12
地域移行支援	—	—	—	1	3	9
地域定着支援	—	—	—	1	2	3

3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業の主な事業の見込み量は次のとおりです。

表38 相談支援事業

(単位：箇所)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	3	4	4
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
相談支援機能強化事業の実施	有	有	有
住宅入居等支援事業の実施	有	有	有
地域自立支援協議会の実施	有	有	有

表39 成年後見制度利用支援事業

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用見込み者数	4	5	6

コミュニケーション支援事業

表40 手話通訳設置事業

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設置者数	2	2	2

表41 手話通訳・要約筆記者派遣事業

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用見込み者数	330	340	350

表42 日常生活用具給付事業

(単位：件数)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	15	15	15
自立生活支援用具	30	30	30
在宅療養等支援用具	25	25	25
情報・意思疎通支援用具	30	30	30
排泄管理支援用具	2,890	3,160	3,460
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	4	4	4

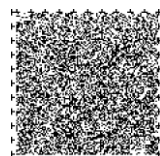


表４３ 移動支援事業

	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度
利用見込み者数	１４６人	１５２人	１５８人
延べ利用見込み時間数	４，７１８時間	５，１９０時間	５，７０９時間

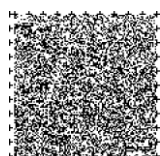
表４４ 地域活動支援センター

		平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度
市内	実施見込み箇所数	４	４	４
	実利用見込み者数	４４	５１	５９
市外	実施見込み箇所数	１４	１６	１８
	実利用見込み者数	１８	２１	２４

表４５ 奉仕員養成研修事業

(単位：人)

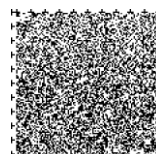
	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度
手話奉仕員講習修了見込み者数	３０	３０	３０
要約筆記奉仕員講習修了見込み者数	３０	３０	３０
音訳奉仕員講習終了見込み者数	１０	１０	１０
点訳奉仕員講習修了見込み者数	１０	１０	１０



4) 障害福祉サービス見込み量の総括表 (各年度の10月分を基準にしています。)

表46 障害福祉サービスの見込み量

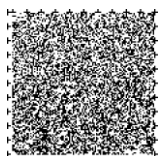
		年度			単位
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	
訪問系	居宅介護	2,100	2,164	2,204	時間／月
		105	111	116	実人／月
	重度訪問介護	25	40	50	時間／月
		1	2	2	実人／月
	同行援護	120	170	220	時間／月
		15	17	20	実人／月
	行動援護	168	176	198	時間／月
		8	8	9	実人／月
	重度障害者等包括支援	0	0	0	時間／月
		0	0	0	実人／月
日中活動系	生活介護	3,740	3,838	3,906	延人日／月
		170	178	186	実人／月
	自立訓練(機能訓練)	22	22	22	延人日／月
		1	1	1	実人／月
	自立訓練(生活訓練)	384	420	468	延人日／月
		32	35	39	実人／月
	就労移行支援	720	810	900	延人日／月
		40	45	50	実人／月
	就労継続支援(A型)	60	100	100	延人日／月
		3	5	5	実人／月
	就労継続支援(B型)	1,850	2,035	2,124	延人日／月
		100	110	118	実人／月
	療養介護	403	403	403	延人日／月
		13	13	13	実人／月
	短期入所	315	320	350	延人日／月
		30	32	35	実人／月
居住系	施設入所支援	95	98	100	実人／月
	共同生活介護	40	42	45	実人／月
	共同生活援助	19	20	22	実人／月
相談支援	計画相談支援	5	10	12	実人／月
	地域移行支援	1	3	9	実人／月
	地域定着支援	1	2	3	実人／月



5) 地域生活支援事業のサービス見込み量の総括表

表4-7 地域生活支援事業の見込み量

事業名		24年度		25年度		26年度	
		実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
相談支援事業							
障害者相談支援事業		4		4		4	
基幹相談支援センター		有		有		有	
相談支援機能強化事業		有		有		有	
住宅入居等支援事業		有		有		有	
地域自立支援協議会		有		有		有	
成年後見制度利用支援事業利用者数		4		5		6	
コミュニケーション支援事業							
手話通訳設置者数		2		2		2	
手話・要約筆記通訳利用者数		330		340		350	
日常生活用具給付事業(件数)							
①介護・訓練支援用具		15		15		15	
②自立生活支援用具		30		30		30	
③在宅療養等支援用具		25		25		25	
④情報・意思疎通支援用具		30		30		30	
⑤排泄管理支援用具		2,890		3,160		3,460	
⑥居宅生活動作補助用具		4		4		4	
移動支援事業		年間延 4,718 時間	年間実利 用者数 146人	年間延 5,190 時間	年間実利 用者数 152人	年間延 5,709 時間	年間実利 用者数 158人
地域活動支援センター 23年度利用者125人	市内	4	44	4	51	4	59
	市外	14	18	16	21	18	24
奉仕員養成研修事業			80		80		80



2 取り組みの方向と障害福祉サービス量の確保のための方策

障害者の置かれた現状と課題をふまえ、計画の見込み量となる目標値を達成するため、その方策について整理しました。

なお、国が平成25年に制定を目指している障害者総合福祉法や、段階的に実施されている県からの権限委譲により、施策の内容や方向性に変更があった場合は本計画の見直しが考えられます。

1) 訪問系サービスの強化

訪問系サービスは、居宅での生活全般にかかわる支援を行う事業で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の5事業で構成されています。障害者が、施設や病院から地域生活への移行を希望し訪問サービスを利用する場合のニーズ把握に努めます。それにより障害特性に応じた質の高いサービスを提供し地域での生活を支援します。

2) 日中活動系サービスの強化

日中活動系のサービスは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所を提供する事業です。日中に身体機能の維持・回復・援助、生活訓練や生活能力の向上、就労に必要な技能の習得や生産活動等、医学的な管理の下で提供される介護及び日常生活の世話などの支援をする事業です。

個々の状況に応じて生活に必要な様々な日中支援が、今後も十分提供できるよう事業所との連携を図りながら推進に努めます。

3) 居住系サービスの強化

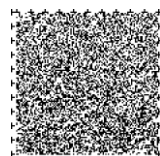
居住系のサービスは、共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援等住まいの場を提供する事業です。

施設入所者や精神病院入院者をはじめ、地域での生活を望む障害者に対して、共同生活介護、共同生活援助、施設入所支援のサービスについて適切な情報提供を行い、地域生活の支援を事業所と協働しながら推進に努めます。

4) 情報・コミュニケーション支援の強化

聴覚や視覚などの障害により、情報の入手困難、コミュニケーション障害による困難に直面するなど、対人関係をはじめ、就労、教育、余暇など障害者の生活領域の基盤に係る情報支援には、丁寧に対応していくことが必要です。

そのため地域生活支援事業の充実を図り、コミュニケーション支援事業を推進します。



5) 相談支援事業のネットワーク作り

障害福祉サービスの利用など、障害者の様々な相談に丁寧に対応していく体制づくりが望まれています。障害者が暮らしやすく相談を受けやすくするために、地域での相談支援事業を連携させネットワーク作りに努めます。

6) 就労支援策の強化

福祉施設の利用者が企業などに一般就労する例は、まだ少ない状況にあります。

このような状況を改善するため、佐倉市内に設置した障害者就業・生活支援センターで、障害者の雇用の推進に引き続き取り組んでまいります。市も知的障害者の雇用訓練の場を設け、就労支援に努めます。

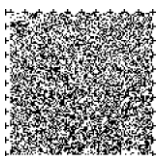
7) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、市町村が主体的に柔軟に提供するサービスとして、障害者自立支援法に位置づけられた事業です。

コミュニケーションの支援、移動の支援や日常生活に必要な日常生活用具費の支給など、障害者自身の生活の基盤となる事業、福祉サービスを利用し地域で生活するために必要不可欠な相談支援事業、日中の活動の場や介護者の負担軽減を図る事業など、障害者の地域生活の推進に果たす役割はとても大きなものとなっています。今後も障害のない人と変わりなく地域で生活が送れるよう、事業の推進に努めます。

8) 障害に対する理解と地域との連携

障害者の地域生活には、地域でともに暮らす人々の理解と協力が不可欠です。そのため、多くの市民が福祉への関心を高め、障害者が地域で暮らすことを理解し受け入れていくことに結びつく啓発事業の充実を図り、地域との連携に努めます。



第4章 資料編

1 用語解説

【さ行】

○佐倉市障害者計画（内閣府所管）

障害者基本法第9条第3項に規定された法定計画。佐倉市総合計画「基本構想」の障害のある人に係る部門計画として位置づけられ、健康・福祉・雇用・教育など、市政全般にわたる障害者施策の総合基本計画。計画期間は平成23年度から平成27年度まで（第4次改訂版）

○佐倉市地域福祉計画（厚生労働省所管）

社会福祉法第107条の規定により、福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項について、佐倉市の健康福祉分野の計画における共通理念を定め、横断的な視点から地域福祉を推進していくための計画。

○佐倉市障害福祉計画（厚生労働省所管）

障害者自立支援法第88条に規定された法定計画。佐倉市障害者計画の一つの領域であり、主に「生活支援」分野を柱とし、障害福祉サービスと地域生活支援事業の数値目標を掲げる実施計画。

○佐倉市自立支援協議会

障害者自立支援法第77条第1項の規定により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害福祉に関する関係者が連携し、支援の体制について協議を行う会議。

○手話通訳

聴覚に障害のない方たちの音声の言葉を手話に置き換え、聴覚に障害のある人たちの手話を音声の言葉に置き換えることで互いの意思疎通を図ること。

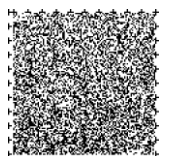
○重症心身障害

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している状況の障害。

【た行】

○千葉県福祉のまちづくり条例

高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が安心して生活し、自由に行動し、平等に参加できる社会をつくりあげるため、安全かつ快適に利用しやすい施設を整備するための条例。



【な行】

○ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

【は行】

○バリアフリー

道路や建築物の入口の段差などの物理的なバリア「障壁」だけでなく、障害のある人等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアも含め、全ての人のために日常生活の中に存在するあらゆる障壁を取り除くこと。

○ブレクストーク

視覚障害者の情報保障のための録音・再生機器及びソフトウェア。視覚障害者用デジタル録音図書の国際標準規格 DAISY に適合している。録音図書 CD や、音楽 CD、MP3CD が再生できる。

【や行】

○誘導ブロック（視覚障害者誘導用ブロック）

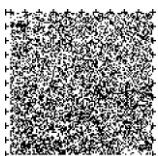
視覚障害者を安全に誘導するために、地面や床面に敷設されているブロック。点字ブロック。

○ユニバーサルデザイン

安全に配慮した自動ドア、エレベーター、ホームドア、温水洗浄便座、トイレや浴室で使用するインテリアバー、絵文字など、年齢や障害の有無などに係わらずできるだけ多くの人が利用可能になるように配慮したデザイン。

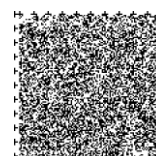
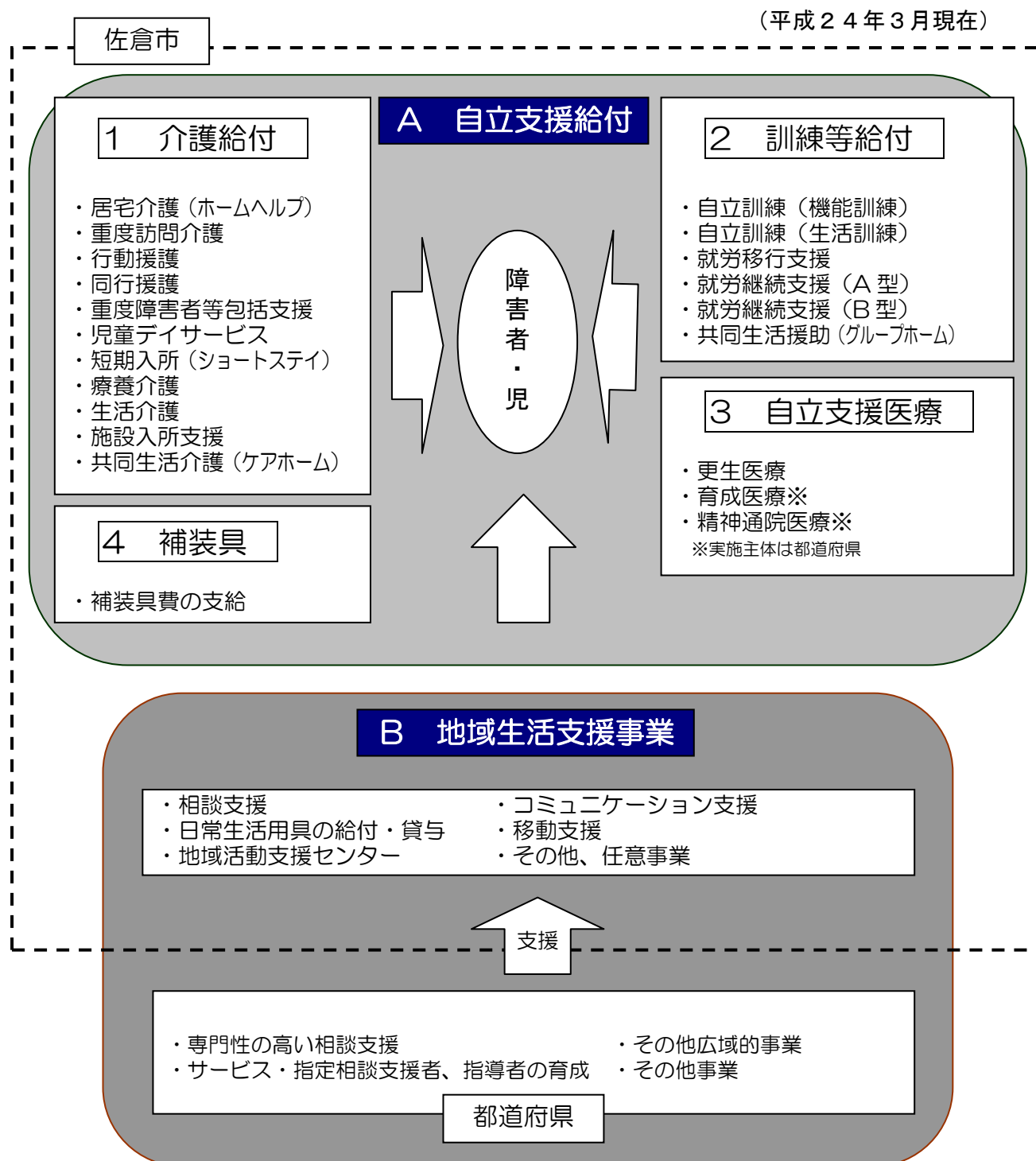
○要約筆記

聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えること。筆談要約筆記、OHP 要約筆記、OHC 要約筆記、パソコン要約筆記などがある。



2 障害者自立支援法の概要と障害福祉サービスの内容

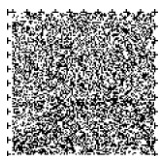
図3 障害者自立支援法によるサービス体系の全体像



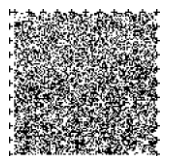
1) 介護給付

表48 介護給付の内容

サービス名		主な対象者	実施内容
在宅生活の支援	居宅介護 (ホームヘルプ)	障害のある人(障害程度区分1以上)	障害のある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人(障害程度区分4以上)	障害のある人の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
	行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人(障害程度区分3以上)	障害のある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害のある人 ○身体介護を伴わない場合 視力障害、視野障害及び夜盲のいずれかがあり、かつ移動障害のある人 ○身体介護を伴う場合 ・視力障害、視野障害及び夜盲のいずれかがあり、かつ移動障害のある人 ・障害程度区分の認定調査項目のうち、移動や排せつに関する項目のいずれかが「できる」以外と認定された人 (障害程度区分2以上)	障害のある人の移動時やそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ・食事等の介護など外出する際に必要となる援助を行います。
	重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害程度区分6)で、 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障害のある人で、 ・ALS患者など、呼吸管理を行っている身体障害者 ・最重度の知的障害者 ②強度行動障害のある重度 ・最重度の知的障害者	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供します。



サービス名		主な対象者	実施内容
在宅生活の支援	児童デイサービス	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある18歳未満の障害のある児童	日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障害者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障害のある人	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
日中活動の場の充実	療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害程度区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害程度区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人で、 ①49歳以下の場合は、障害程度区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合は、障害程度区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、昼間に福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。

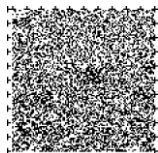


サービス名		主な対象者	実施内容
生活の場の充実	施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害程度区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます）
	共同生活介護（ケアホーム）	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している身体・知的・精神障害のある人で、地域で自立した日常生活を営む上で食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする障害程度区分2以上の人	家事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。

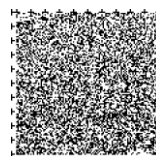
2) 訓練等給付

表49 訓練等給付の内容

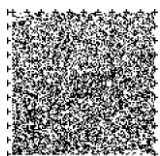
サービス名		主な対象者	実施内容
日中活動の場の充実	自立訓練（機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②盲・ろう・特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な人	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）



サービス名		主な対象者	実施内容
日中活動の場の充実	自立訓練 (生活訓練)	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。 (利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます)
	就労移行支援	一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人	一般企業等への就労に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。(利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます)
	就労継続支援 (A型:雇用型)	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で(利用開始時に65歳未満)、 ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ②盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供すると共に、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。



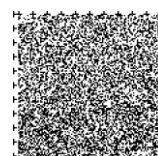
サービス名		主な対象者	実施内容
日中活動の場の充実	就労継続支援 (B型：非雇用型)	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人で、 ①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人 ③50歳に達している人 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）すると共に、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
生活の場	共同生活援助 (グループホーム)	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している身体・知的・精神障害のある人で、地域で自立した日常生活を営む上で相談等の日常生活上の援助が必要な人	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。



3) その他のサービス

表50 その他のサービスの内容

サービス名	主な対象者	実施内容
自立支援医療	従来の更生医療、育成医療、精神通院医療の対象者であって一定所得未満の人(対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり) ※平成22年4月より肝臓機能障害が加わりました。	給付対象者への医療費の給付を行います。 自己負担については1割負担。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。また、入院時の食費(標準負担額)については自己負担です。
補装具費の支給	補装具を必要とする身体障害のある人	身体に装着(装用)することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に長期間にわたって継続して使用される補装具(義肢、車いす等)の購入費、修理費の給付を行います。
相談支援事業(計画相談支援)	平成23年度までは対象者が限られていましたが、平成24年度以降は障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人	相談支援専門員が、障害福祉サービスの支給決定前にサービス等利用計画案を作成したり、支給決定後にサービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画(プログラム)の作成などを行います。
相談支援事業(地域移行支援)	入所施設に入所している障害のある人や、精神科病院に入院している精神障害のある人	相談支援専門員が、住居の確保など地域生活へ移行するための相談や、障害福祉サービス事業所への同行支援などを行います。(利用者ごとに6か月以内の利用期間が設定されます)
相談支援事業(地域定着支援)	自宅で生活する障害のある人で、 ・入所施設や医療機関から地域へ移行した人 ・家族との同居からひとり暮らしへ移行した人 ・障害により地域生活を送ることが不安定な人 ※グループホーム・ケアホーム、宿泊型自立訓練施設の入居者は除く	相談支援専門員が、連絡体制を確保して、緊急事態が起きた時などに緊急訪問や緊急対応などを行います。 (利用者ごとに1年以内の利用期間が設定されます)



3 佐倉市障害福祉計画策定懇話会及び策定の経緯

1) 要綱

佐倉市障害福祉計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく佐倉市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定するに当たり、市民及び社会福祉関係者等の意見を聴き、その内容を反映させるため、佐倉市障害福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 障害福祉計画について検討し、素案をまとめ市長に提言すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、懇話会の設置目的を達成させるために必要なこと。

(組織)

第3条 懇話会の委員は、15人以内で組織し、別表に掲げる者について市長が委嘱する。

(任期)

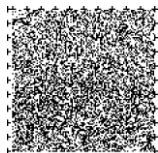
第4条 委員の任期は、委嘱の日から障害福祉計画が策定される日までとする。
2 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、会務を総括し、懇話会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。
2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3 懇話会は、必要があると認めるときは、関係する職員に会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。



(会議の公開)

第7条 懇話会の会議は、公開とする。ただし、特定の個人や法人の情報に関して公開しないことが適当と認める場合は、公開しないものとする。

2 懇話会の会議は、会議録を作成し、佐倉市市政資料室での閲覧等により公開する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則(平成23年7月11日決裁23佐障第215号)

(施行期日)

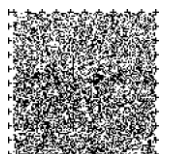
1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、障害福祉計画が策定された日をもって、その効力を失う。

別表

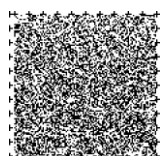
- 1 学識経験者
- 2 社会福祉事業経営者及び従事者
- 3 医療関係者
- 4 佐倉市社会福祉協議会の職員
- 5 ボランティア団体関係者
- 6 民生委員・児童委員
- 7 佐倉商工会議所関係者
- 8 教育関係者
- 9 当事者の団体関係者
- 10 雇用関係機関の職員
- 11 保健関係機関の職員
- 12 公募による市民



2) 策定の経緯

佐倉市障害福祉計画策定の経緯

年 月 日	項 目
平成 23 年 9 月 14 日	第 1 回策定懇話会 ヒアリング実施
平成 23 年 10 月 19 日	第 2 回策定懇話会 ヒアリング実施 計画の構成
平成 23 年 11 月 7 日	サービス見込量推計ワークシート（厚生労働省）作成
平成 23 年 11 月 16 日	佐倉市障害者自立支援協議会
平成 23 年 12 月 17 日	ワークシートによる事業量の調整
平成 23 年 12 月 20 日	地域生活支援事業目標量調整
平成 23 年 12 月 21 日	第 3 回策定懇話会 ヒアリング実施 計画（素案）
平成 24 年 1 月 10 日	佐倉市障害福祉計画提言書提出（予定）
平成 24 年 1 月 12 日	佐倉市政策調整会議（予定）
平成 24 年 2 月 日	パブリックコメントの実施



4 佐倉市障害福祉計画策定懇話会委員名簿

No	カテゴリ	委員名
1	【学識経験者】 順天堂大学スポーツ健康科学部	四方田 清
2	【社会福祉事業経営者及び従事者】 佐倉市社会福祉施設協議会	山本 和彦
3	【医療関係者】 印旛市郡医師会佐倉地区	志津 雄一郎
4	【医療関係者】 印旛郡市歯科医師会佐倉地区	秀島 潔
5	【社会福祉協議会】 (福) 佐倉市社会福祉協議会	左奈田 雄一
6	【ボランティア団体関係者】 佐倉市ボランティア連絡協議会	瀬尾 潔
7	【民生委員・児童委員協議会】 佐倉市民生委員・児童委員協議会	飯島 康弘
8	【商工会議所関係者】 佐倉商工会議所	小澤 延孔
9	【教育関係者】 千葉県立印旛特別支援学校	大金 政三
10	【当事者の団体関係者】 佐倉市障がい者団体等連絡会	矢部 淳子
11	【当事者の団体関係者】 佐倉市障がい者団体等連絡会	遠藤 赳夫
12	【雇用関係機関】 成田公共職業安定所	根本 正明
13	【保健関係機関】 印旛健康福祉センター	大根田 肇
14	【公募による市民】	宮崎 悟
15	【公募による市民】	小田 輝雄

